

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えたいします。

ご質問をお寄せください。要項は53頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 開局時間が8時30分から18時までの薬局で、18時に業務が終了して精算も終わりましたが、その後、患者が処方せんを持ってきたため、再度開局して調剤を行いました。その場合、時間外加算を算定することができるのでしょうか。（静岡県 匿名希望）

A ご質問の内容からは、業務が終了した時点（18時）の詳しい状況が不明な部分もありますが、18時以降に患者が処方せんを持参した段階で、すでに「常態として調剤応需の態勢」がとられていなかったのであれば、その処方せんについては時間外加算を算定することができます。

時間外加算の対象は、標準として、①おおむね午前8時前と午後6時以降の時間帯（休日加算や深夜加算の対象となる部分は除く）、②日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）以外を休業日とする保険薬局の当該休業日——とされています。

ただし、時間外加算の対象となる時間帯であっても、「当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取扱いとはしない」とされています（表1）。

ご質問のケースでは、閉局時間である18時にいったん業務を終了した後、患者からの求めに応じて「再度開局して調剤」を行ったということですので、18時以降に患者が処方せんを持参した時点で、すでに「常態として調剤応需の態勢」がとられていなかった可能性が高いと推測されます。

したがって、18時以降に患者が処方せんを持参した際に、「常態として調剤応需の態勢」がとられていなかったということであれば、その処方せんについて時間外加算を算定することは問題ありません。

なお、時間外加算を算定するにあたっては、薬局の内側および外側のわかりやすい場所に開局時間を表示しておくことになっています。もし時間外加算の対象

表1 時間外加算の算定要件

- (イ) 各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業日とする保険薬局における当該休業日とする。
- (ロ) (イ)により時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取扱いとはしない。
- (ハ) 時間外加算等を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示する。
- (ニ)～(ホ)〈略〉

〔厚生労働省保険局医療課「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発第0305第1号)より抜粋〕

表2 休日加算の算定要件

<p>(イ) 休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。なお、1月2日、3日、12月29日、30日及び31日は休日として取り扱う。</p> <p>(ロ) 休日加算は次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者については算定できない。</p> <p>① 地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている施設、又は輪番制による休日当番保険薬局等、客観的に休日における救急医療の確保のために調剤を行っていると思われる保険薬局で調剤を受けた患者</p> <p>② 当該休日を開局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間(深夜を除く。)に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者</p>

〔厚生労働省保険局医療課「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発第0305第1号)より抜粋〕

表3 夜間・休日等加算の算定要件

<p>ア 夜間・休日等加算は、午後7時(土曜日にあっては午後1時)から午前8時までの間(休日加算の対象となる休日を除く。)又は休日加算の対象となる休日であって、保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合に、処方せんの受付1回につき、調剤料の加算として算定する。ただし、時間外加算等の要件を満たす場合には、夜間・休日等加算ではなく、時間外加算等を算定する。</p> <p>イ 夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載する。</p>

〔厚生労働省保険局医療課「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発第0305第1号)より抜粋〕

となる場合には、患者にきちんとその旨を説明したうえで調剤するなどの対応が求められるでしょう。

Q 隣の医療機関が休日当番となったため、依頼があったわけではありませんが、当薬局も休日に臨時開局しました。その場合、「夜間・休日等加算」か「休日加算」のどちらを算定するのでしょうか。それとも、どちらも算定できないのでしょうか。

(秋田県 匿名希望)

A 夜間・休日等加算を算定します。日曜日や祝日(年末年始を含む)に開局する場合、休日加算または夜間・休日等加算の算定対象であることが考えられます。

休日加算は、開局時間以外の調剤応需態勢を評価したもので、救急医療対策や輪番制による休日当番の保険薬局である場合や、患者が急病などやむを得ない理由により調剤に応じた場合などに算定するものです(表2)。

一方、夜間・休日等加算は、開局時間のうち、夜間や休日における時間帯の調剤応需態勢を評価したもので、休日加算の対象となる休日のほか、平日は午前8時前または午後7時以降(土曜日は午後1時以降)が対象とされています(表3)。

ご質問のケースは、輪番制による休日当番の保険薬局ではないようですので、休日加算には該当しないものと考えます。しかし、通常の開局時間(曜日)ではありませんが、臨時に開局した場合で、常態として調剤応需態勢をとっていれば、夜間・休日等加算を算定することができます。

ただし、夜間・休日等加算を算定する場合は、開局時間を薬局の内側および外側のわかりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日や時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示しなければなりませんので、臨時で開局した場合にも忘れずに掲示してください。